

株 主 各 位

三重県津市高茶屋七丁目1番1号
井村屋グループ株式会社
取締役社長 大 西 安 樹

第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法によって議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面（議決権行使書）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月21日（木曜日）午後5時までに到着するようにご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合】

「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（2頁～3頁）をご参照いただき、平成30年6月21日（木曜日）午後5時までに賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時
2. 場 所 三重県津市羽所町700番地 ホテルグリーンパーク津6階 伊勢・安濃の間

会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご来場ください。

3. 目 的 事 項

報 告 事 項

1. 第81期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第81期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役2名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬額改定の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.imuraya-group.com/>）に掲載させていただきます。

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）
※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成30年6月21日（木曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善により緩やかな回復基調が続いておりますが、地政学的リスクや世界経済の不確実性により、先行き不透明な状況で推移しました。

菓子・食品業界におきましても、消費動向は予断を許さない状況の中、企業間の競争は激化し、人件費や物流コストが上昇するなど、厳しい経営環境が続いています。

このような状況のもと、期初の4月21日～5月14日に地元三重県伊勢市で開催されたお菓子の祭典、第27回全国菓子大博覧会・三重「お伊勢さん菓子博2017」に積極的に参加し、成果を上げる事ができました。また、当年度は創業120年、会社設立70周年、持株会社制移行7年目となる周年記念年次を迎えました。当社グループは周年のテーマを「挑む! (Challenge)」として、「変わる (Change)」「創る (Create)」「つなげる (Continue)」の3つのCを実践するとともに、経営実行項目である「リスクマネジメントの実践による新たなBCPの確立」と「生産性の向上」に取り組み、中期3カ年計画「One imuraya 2017」の最終年度の経営目標達成に向け事業活動を展開しました。

当連結会計年度における当社グループの売上高は、流通事業では点心・デリカテゴリーを中心に全カテゴリーの売上が増加しました。また、4月1日に事業会社2社が合併し、新たにスタートした井村屋フーズ株式会社のB to B事業の受注も堅調に推移しました。その結果、連結売上高は、前期比30億63百万円 (7.3%) 増の450億61百万円となりました。

損益面では、設備投資の効果や生産性向上活動によりコスト低減が図られ、利益率が向上いたしました。また、海外事業では損益の改善が図られました。

その結果、営業利益は14億90百万円 (前期比2億57百万円 (20.9%) の増加)、経常利益は14億95百万円 (前期比1億89百万円 (14.5%) の増加)、親会社株主に帰属する当期純利益は11億12百万円 (前期比3億95百万円 (55.2%) の増加) となり、売上高、各利益とも過去最高の業績となりました。

また、2017年12月7日に当社株式は東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部銘柄に指定されました。併せて実施したエクイティ・ファイナンスによる調達資金は新工場の設備投資に有効活用し、将来への継続的發展を目指して挑み続けてまいります。

各セグメントの概況は次のとおりであります。

① 流通事業

菓子カテゴリー、食品カテゴリーでは、技術的な評価が高まっている煮あずき製法を活用した新商品や健康・機能性をテーマとした新商品を発売し、2N (Next New) の創造に取り組みました。冷菓カテゴリーでは主力商品「あずきバー」シリーズの売上が増加し、年間売上本数は2億75百万本と過去最高の売上本数となりました。「肉まん・あんまん」などの点心・デリカカテゴリーでは新工場が7月より稼動し、より付加価値の高い商品販売を行い売上が伸長しました。食品カテゴリーの「冷凍まん」、デリーチルドカテゴリーの「チルドまん」を含めた「肉まん・あんまん類」の売上高は前年同期比17億50百万円 (14.9%) 増の134億95百万円となり、過去最高の売上高となりました。また、SNSを活用し、顧客とのダイレクトなつながりを強化する事で話題性が高まり、広告宣伝、販売促進にも効果を発揮しました。その結果、流通事業の売上高は、前期比26億12百万円 (7.1%) 増の394億83百万円となり、セグメント利益は前期比2億62百万円 (11.9%) 増の24億71百万円となりました。

流通事業におけるカテゴリー別の概況につきましては次のとおりです。

(菓子カテゴリー)

ようかん類で新商品の「煮小豆ようかん」が順調に推移しました。焼き菓子では、「和菓子屋のどら焼き」シリーズが着実に売上を伸ばし、新商品の「煮小豆どら焼」が好評をいただきました。中国のカステラ事業では井村屋 (北京) 食品有限公司 (I B F) において中国国内のOEM商品受託など新規ルート開拓が進むとともに米国向けの輸出が増加しました。その結果、菓子カテゴリーの売上高は、前期比2億45百万円 (5.4%) 増の47億90百万円となりました。

(食品カテゴリー)

健康・機能性をテーマとした新技術商品「煮小豆」や「カロリーーフーフゆであずき (煮あずき製法)」が順調に推移しました。また、冬物商品の「おしるこ」「ぜんざい」シリーズ、「冷凍まん」シリーズも売上が増加しました。B to B事業の井村屋フーズ株式会社では、加工食品のOEM受託事業で売上を伸ばしました。その結果、食品カテゴリーの売上高は前期比4億2百万円 (6.1%) 増の69億64百万円となりました。

(デイリーチルドカテゴリー)

「豆腐」類は「美し豆腐」や業務用商品が堅調に推移しました。また、「チルドまん」シリーズの売上が伸長しました。その結果、デイリーチルドカテゴリーの売上高は、前期比1億8百万円(4.0%)増の28億5百万円となりました。

(冷菓カテゴリー)

主力商品「あずきバー」シリーズが順調に推移し、過去最高の売上本数となりました。また、「やわもちアイス」シリーズは新商品の「やわもちアイス 安納芋カップ」、「やわもちアイス みたらし」が好評をいただきました。米国アイス事業のIMURAYA USA, INC.では、井村屋ブランド商品「もちアイス」の大手量販店への導入が計画に沿って進み、売上が伸長しました。その結果、冷菓カテゴリーの売上高は前期比3億1百万円(2.3%)増の136億30百万円となりました。

(点心・デリカテゴリー)

「肉まん・あんまん」などの点心・デリカテゴリーではコンビニエンスストアへの付加価値の高い商品提案を行い売上が大きく増加しました。また、新ジャンルの「バイクド・デリ」シリーズも売上を伸ばしました。その結果、点心・デリカテゴリーの売上高は前期比15億35百万円(16.7%)増の107億18百万円となりました。

(スイーツカテゴリー)

スイーツカテゴリーでは、「Anna Miller's (アンナミラーズ) 高輪店」が堅調に推移しました。「JOUVAUD (ジュヴォー)」では、「La maison JOUVAUD (ラ・メゾン・ジュヴォー) KITTE名古屋店」において特長あるメレンゲ菓子の「生ロカイユ」がテイクアウト商品として継続して人気を集めております。また、東京、名古屋、京都、福岡においてバレンタイン催事、ホワイトデー催事に出席し、好評をいただきました。その結果、スイーツカテゴリーの売上高は前期比18百万円(3.4%)増の5億74百万円となりました。

② 調味料事業

国内では井村屋フーズ株式会社のシーズニング事業において、ODM (Original Design Manufacturing) 市場での新規顧客獲得やお客ニーズに対応した商品提案に取り組み、引き続き順調に推移しました。また、継続的な生産性向上活動によりロス、ミス、ムダの削減が図られ、原価が低減しました。中国の調味料事業では、北京の北京京日井村屋食品有限公司 (J I F) において中国国内の新規販路ルート拡大により、売上が増加しました。大連の井村屋 (大連) 食品有限公司 (I D F) でもコストの低減が図られました。その結果、調味料事業の売上高は、前期比4億57百万円 (9.3%) 増の53億49百万円となり、セグメント利益は前期比93百万円 (25.6%) 増の4億56百万円となりました。

③ その他の事業

イムラ株式会社が行っているリース代理業は堅調に推移しました。また、井村屋商品のアウトレット販売を行っております「MOTTAINAI屋」はお客様へのサービス向上に取り組み、地域住民の皆様から引き続き好評をいただきました。本社所在地である三重県津市の近鉄津駅構内に出店している「imuraya Sweets Shop irodori」では特色のあるスイーツ商品を中心に販売し、人気を得ております。また、井村屋グループ株式会社の賃貸事業を加えた、売上高は2億28百万円となり、セグメント利益は51百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は34億35百万円 (前期比3億30百万円増) で、実施いたしました主なものは、次のとおりです。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

流通事業

井村屋グループ株式会社	既設点心・デリ建屋改修他	15百万円
〃	アイス工場建屋改修他	15百万円
〃	調味料製造建屋改修他	13百万円
〃	基幹システム構築他	9百万円
井村屋株式会社	点心・デリ製造設備新設他	20億49百万円
〃	冷菓製造設備他	42百万円
〃	変電設備改修他	49百万円
井村屋フーズ株式会社	冷菓他製造設備	1億74百万円
調味料事業		
井村屋フーズ株式会社	各種調味料製造設備他	2億41百万円

② 当連結会計年度において継続中の主要設備

流通事業

井村屋グループ株式会社	AZUKI・FACTORY	工場建屋他	1億50百万円
井村屋株式会社	点心・デリ工場	増設設備他	79百万円

③ 重要な固定資産の売却、撤去または滅失

該当する事項はありません。

(3) 資金調達状況

当社は、今後のグループ会社の設備投資資金に充当するため、平成29年12月に一般募集による増資、自己株式の処分、及び第三者割当増資により総額で28億10百万円の資金調達を行ったほか、当連結会計年度の設備資金の所要資金は、自己資金及び銀行借入により賄っております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成26年度 第78期	平成27年度 第79期	平成28年度 第80期	平成29年度 (当期)第81期
売 上 高	36,346,752 千円	38,644,792 千円	41,997,766 千円	45,061,638 千円
経 常 利 益	700,344 千円	738,317 千円	1,306,481 千円	1,495,736 千円
親会社株主に帰属 する当期純利益	381,356 千円	445,391 千円	716,677 千円	1,112,205 千円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	15.69 円	18.38 円	59.64 円	90.50 円
総 資 産	24,985,091 千円	23,329,979 千円	26,175,175 千円	33,359,308 千円
純 資 産	11,047,628 千円	10,837,249 千円	11,324,731 千円	15,185,714 千円

(注) 当社は平成28年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施しております。そのため、第80期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(5) 対処すべき課題

高齢化による国内市場の成熟化と市場の縮小、国際情勢の影響や地政学上のリスクなど、先行き不透明な経済状況の中、経営環境は引き続き厳しい状況が続くものと想定されます。

このような状況のもと、当社グループは創業120年、会社設立70周年、持株会社制移行7年の周年記念年次を経て、2018年度は継続的、持続的な成長に向けた新しいスタートの年度として2018年度から2020年度を期間とする中期3カ年計画「新・維新 Next Stage 2020」を策定しました。

井村屋グループ理念を軸として「不易流行」の考えのもと、伝統ある技術と新技術の融合を図り、新しい価値を提供していきます。また、着実な成長、強固な企業体質の構築、社会との共生を意識し、「おいしい！の笑顔をつくる」商品・サービスの提供を通じて、社会から必要とされるグループ企業を目指します。変革課題として「アスリート経営」を掲げました。①筋肉を増強する（商品・サービスなどの魅力、企業価値を強化する）②無駄な脂肪を削る（生産性を向上させ、コストを削減する）③体幹を鍛える（社会性を意識したバランスの良い経営を行う）を課題として活動に取り組み、グループ間の連携を一層強くしてシナジー効果を発揮し、「強くて、しなやかで、魅力ある会社」を築きます。初年度となる2018年度は成長戦略を構築し、強く実行する年度であり、①SCMの経営的視点での取り組み ②双方向を土台とする「報・連・相」の実行 ③2N（Next New）の継続を活動目標として、新しい付加価値を生み出し、誠実に、確実に成果を出すべく、活動に取り組んでまいります。

井村屋株式会社の流通事業においては新商品の開発、新規販売ルートの開拓により、全カテゴリーの着実な成長を目指します。また、SNSと連動した販売促進を実施し、顧客創造に取り組めます。菓子カテゴリー、食品カテゴリーでは煮小豆製法の活用、健康性・機能性をテーマとして小豆を軸に多様な商品展開を行います。デイリーチルドカテゴリーでは評価の高まっている豆腐商品の販路拡大に取り組みます。冷菓カテゴリーでは新しいブランド商品の確立を目指して新商品を投入します。点心・デリカカテゴリーでは新工場の更なる活用に向けた商品開発を行い、成長戦略を行います。スイーツカテゴリーでは認知度が高まっている「JOUVAUD（ジュヴォー）」において、5月に関西地区初出店として京都に「La maison JOUVAUD 京都祇園店 プティック&サロン」（ラ・メゾン・ジュヴォー）を出店し、新たな店舗展開を行います。

井村屋フーズ株式会社のB to B事業では顧客の要望に対応したOEM開発、市場調査を通して顧客ニーズに合ったODMと自社素材の開発を行い、生産技術を活かした事業を展開します。

海外では、アメリカのIMURAYA USA, INC.においては、好評をいただいている「モチアイス」「モチクリーム」の更なる販路拡大を進めるとともに、業務用市場への展開や井村屋ブランド商品の輸出事業の拡大に取り組み、米国アイス事業の成長戦略を進めます。

中国事業では、井村屋（北京）食品有限公司（I B F）がカステラを中心に付加価値の高い和菓子を提供し、新規販路の開拓に取り組みます。中国で調味料事業を展開する北京京日井村屋食品有限公司（J I F）、井村屋（大連）食品有限公司（I D F）においては中国国内の重点市場と海外市場への商品提案を強化し、販路拡大を目指します。新たに設立した井村屋（北京）企業管理有限公司（I C M）と連携し、一体となって中国事業の成長戦略に向けた活動を展開いたします。

コスト面ではマネジメントシステムの改革によるロス・ミス・ムダの削減と適切でタイムリーな設備投資により生産性向上に取り組み、コスト低減を図ります。

また、エクイティ・ファイナンスによる調達資金は井村屋株式会社の新工場AZUKI・FACTORYを中心とした設備投資に有効活用し、更なる成長を目指してまいります。

新しい中期3カ年計画「新・維新 Next Stage 2020」の初年度目標達成に向け、着実な成長の実現に取り組み、次期（2019年3月期）の連結業績見通しにつきましては、売上高470億円、営業利益16億円、経常利益17億円、親会社株主に帰属する当期純利益12億円を見込んでおります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
井村屋株式会社	310,000千円	100.0	菓子、食品、デイリーチルド、点心・デリ、冷菓、スイーツの製造販売
井村屋フーズ株式会社	50,000千円	100.0	菓子、食品、冷菓、調味料の製造販売
イムラ株式会社	10,000千円	100.0	リース代理店業務、不動産管理業務等
北京京日井村屋食品有限公司	12,301千人民元	90.0	調味料の販売
井村屋(北京)食品有限公司	19,119千人民元	100.0	菓子の製造販売
IMURAYA USA, INC.	9,518千米ドル	100.0	冷菓の製造販売
井村屋(大連)食品有限公司	8,665千人民元	100.0	調味料の製造販売

当社の連結子会社は上記の7社であります。

(注)1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2. 当社の連結子会社であった井村屋シーズニング株式会社は、平成29年4月1日付で、同じく当社の連結子会社である日本フード株式会社を存続会社とする吸収合併により解散いたしました。

また、平成29年4月1日付で日本フード株式会社は、井村屋フーズ株式会社に商号変更しました。

3. 平成30年1月に設立しました井村屋(北京)企業管理有限公司は連結の範囲から除いております。

(7) 主要な事業内容

事業セグメント名	事業の内容
流通事業	菓子、食品、デイリーチルド、点心・デリ、冷菓及びスイーツの製造販売
調味料事業	天然調味料、栄養食品、発酵調味料及び液体調味料等の製造販売

(8) 主要な営業所及び工場

会 社 名	所 在 地	
井村屋グループ株式会社	本 社	三 重 県 津 市
井 村 屋 株 式 会 社	本 社 ・ 工 場	三 重 県 津 市
	岐 阜 工 場	岐 阜 県 羽 島 郡
	そ の 他 工 場	三 重 県 松 阪 市
	関 東 支 店	東 京 都 文 京 区
	東 海 支 店	名 古 屋 市 中 川 区
関 西 支 店	大 阪 市 旭 区	
そ の 他 支 店	全 国 3 箇 所	
井村屋フーズ株式会社	本 社 ・ 工 場	愛 知 県 豊 橋 市
イムラ株式会社	本 社 ・ 店 舗	三 重 県 津 市
北京京日井村屋食品有限公司	本 社 ・ 工 場	中 国
井村屋（北京）食品有限公司	本 社 ・ 工 場	中 国
IMURAYA USA, INC.	本 社 ・ 工 場	米 国
井村屋（大連）食品有限公司	本 社 ・ 工 場	中 国

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数
名	名
923	6 増

(注) 上記のほかに臨時従業員が182名就業しており、パートタイマー・アルバイトが当連結会計年度中平均で133名（1日8時間勤務換算）おります。

② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
	名	名	歳	年
男 性	21	1 減	42.9	18.9
女 性	25	2 増	34.5	13.0
合計又は平均	46	1 増	38.4	15.7

(10) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高
	千円
株 式 会 社 第 三 銀 行	1,358,337
株 式 会 社 百 五 銀 行	1,283,380
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,200,004

(注) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。

当期末における貸出コミットメントライン契約に係る借入金未実行残高は以下のとおりであります。

貸出コミットメントラインの総額	3,000,000千円
借入実行残高	3,000,000千円
差引額	—千円

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,086,200株（自己株式1,015株を含む。）
- (3) 株主数 7,118名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 第 三 銀 行	588	4.49
株 式 会 社 百 五 銀 行	578	4.42
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	559	4.27
井 村 屋 取 引 先 持 株 会	516	3.94
野 村 證 券 株 式 会 社	451	3.44
中 山 芳 彦	363	2.77
株 式 会 社 り そ な 銀 行	286	2.18
株 式 会 社 西 村 商 店	239	1.82
双 日 食 料 株 式 会 社	232	1.77
株 式 会 社 三 重 銀 行	203	1.55

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は平成29年12月6日を払込期日とする公募増資による新株式発行（114,000株）、平成29年12月6日を払込期日とする公募による自己株式の処分（886,000株）、及び平成29年12月26日を払込期日とする第三者割当増資による新株式の発行（150,000株）を行いました。

この結果、発行済株式の総数が264,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ322,639千円増加し、自己株式が920,399千円減少しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	浅田 剛夫	最高経営責任者(CEO) 井村屋㈱代表取締役会長 IMURAYA USA, INC. CEO
代表取締役社長	大西 安樹	最高執行責任者(COO)
代表取締役副社長	中島 伸子	井村屋グループ(㈱部門統括)
専務取締役	前山 健	井村屋㈱出向 井村屋㈱代表取締役社長 中国事業代表 井村屋(北京)食品有限公司董事長 北京京日井村屋食品有限公司董事長 井村屋(大連)食品有限公司董事長
専務取締役	菅沼 重元	井村屋フーズ㈱出向 井村屋フーズ㈱代表取締役社長
常務取締役	中道 裕久	井村屋㈱出向 井村屋㈱専務取締役
取締役	伊藤 宏規	最高技術責任者(CTO) 井村屋㈱出向 井村屋㈱常務取締役
社外取締役	名倉 眞知子	公認会計士
社外取締役	西岡 慶子	㈱光機械製作所代表取締役社長
常勤監査役	脇田 元夫	
常勤監査役	寺家 正昭	
社外監査役	若林 正清	特定社会保険労務士 中小企業診断士 全国社会保険労務士会連合会副会長
社外監査役	橋本 陽子	㈱橋本醤油店専務取締役 津商工会議所女性会直前会長

- (注) 1. 当社は社外取締役名倉眞知子、西岡慶子、社外監査役若林正清、橋本陽子の4氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。
2. 監査役寺家正昭氏は、会社の経理業務を経験されており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役伊藤宏規氏は平成30年4月1日付で当社取締役を退任しました。

4. 当社は執行役員制度を導入しており、平成30年4月1日付執行役員の就任状況は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当
前山 健	専務取締役兼上席執行役員 井村屋㈱出向 井村屋㈱代表取締役社長 中国事業代表
菅沼 重元	専務取締役兼上席執行役員 井村屋フーズ㈱出向 井村屋フーズ㈱代表取締役社長
中道 裕久	常務取締役兼上席執行役員 最高技術責任者(CTO) 井村屋㈱出向 井村屋㈱取締役副社長
森井 英行	上席執行役員 内部統制・BCP・品質保証統括部長
鼎 正教	上席執行役員 IMURAYA USA, INC. 出向 IMURAYA USA, INC. COO
岩本 康	上席執行役員 経営・海外事業戦略部長
富永 治郎	上席執行役員 財務部長
近藤 久嗣	上席執行役員 北京京日井村屋食品有限公司(JIF)出向 北京京日井村屋食品有限公司(JIF) 董事兼総経理
岩上 真人	執行役員 総務・人事部長
行方 貞彦	執行役員 経営品質・法務・ISO部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち、社外取締役)	9名 (2名)	193,418千円 (8,400千円)
監査役 (うち、社外監査役)	4名 (2名)	31,860千円 (7,200千円)
合計	13名	225,278千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 支給額には、役員賞与として引当金を計上した30,000千円(取締役に対して30,000千円)を含んでおります。
 3. なお、支給人員には平成29年4月1日以降の支給者すべてを含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役西岡慶子氏は、株式会社光機械製作所代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

社外監査役橋本陽子氏は、株式会社橋本醤油店専務取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役 名倉真知子氏

当事業年度開催の取締役会14回に全て出席し、長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と会社財務・法務における幅広い見識に基づき適宜質問し、意見を述べております。

社外取締役 西岡慶子氏

当事業年度開催の取締役会14回に全て出席し、経験豊富な国際見識と、経営者としての観点から適宜質問し、意見を述べております。

社外監査役 若林正清氏

当事業年度開催の取締役会14回中13回に出席し、また監査役会14回中13回に出席し、主に社会保険労務士として培われた専門的見地からの質問、意見を述べております。

社外監査役 橋本陽子氏

当事業年度開催の取締役会14回に全て出席し、また監査役会14回に全て出席し、長年の企業経営者として培われた経験から、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また女性の立場に立った発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社は定款の規定に基づき、社外取締役全員、および社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、その職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし、責任を負担するものとします。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

五十鈴監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務に係る報酬等の額
24,000千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
24,950千円

(注)1. 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であるコンフォートレターの作成を委託し、対価を支払っております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適正性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は定款の規定に基づき、会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、その職務を行うにつき善意でありかつ重要な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし責任を負担するものとします。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後、最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会で決議しており、その内容は次のとおりであります。(最終改定：平成28年5月9日)

1. 当社及びグループ各社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ各社は、次のコンプライアンス体制を構築する。

- ① 取締役、使用人の企業倫理意識の向上、法令遵守のため「井村屋グループCSR憲章」(行動規範・プライバシーポリシー)や行動規範を解説した「I-RULE」(井村屋コンプライアンスガイド)を制定し、継続した研修を実施し実行する。
- ② 企業に何より求められる「透明性の保持」の実現のため、自主的・自律的に監査、検査、社会対応等を行う内部統制部門を設置し、当社及びグループ各社の内部統制システムを構築する。
- ③ 当社及びグループ各社における法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見、是正するための手段として社内通報連絡窓口「コンプライアンスヘルプライン」を設置する。
- ④ 当社及びグループ各社は企業の社会的責任の観点から、外部専門機関とも連携し、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるあらゆる反社会的勢力・団体に対しては毅然とした態度で臨む。反社会的勢力による不正な圧力・要求については断固拒否し、取引を含めた一切の関係を持たない体制を整備する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む)、その他の重要な情報は、これに関連する資料とともに法令及び関連社内規程に従い保存・管理する。

取締役及び監査役は、これらの情報を必要に応じて閲覧することができる。また、グループ各社においても、これに準拠した体制を構築する。

3. 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理等に関し、危機管理規程により重要な個々(経営戦略、業務運営、環境、災害等)のリスクに対して責任部署を定め、対応策・予防策を講じるとともにグループ全体のリスクを総括的に管理する体制を確保する。

4. 当社及びグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループは中期経営計画を定め、それに基づき当社各部門及びグループ各社が策定した年度計画等を審査し、年度予算の配分を決定する。
- ② 当社及びグループ各社の取締役等の職務執行の効率性確保のため、取締役会規則等の社内規程を遵守する。
- ③ 執行役員制度を導入し、経営の意思決定、監査機能と業務執行機能を分離し、業務執行責任の明確化と迅速化を図るとともに、取締役会は業務執行状況の監督を行う。

5. 当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びにグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社並びにグループ全体の業務適正を確保するためグループ全体のガバナンス体制、内部監査体制の確保を図り、当社グループ各社を対象にした内部監査を実施し、結果を当社に報告する。
 - ② 関連社内規程により、グループ各社に係る重要事項について当社の経営戦略会議に上程し、取締役会の承認を求める制度で経営管理、業務執行の監視を行う。
 - ③ 事業会社社長報告会等の開催により、グループ経営に関する方針の周知を図り、情報の共有化を図る。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社及びグループ各社は、情報開示の透明性及び公正性の確保を目的として、信頼性のある財務報告を作成するために、代表取締役（経営者）の指示の下において、関連規程の整備等社内体制の充実を図り、その体制の整備・運用状況の有効性を評価するための内部統制監査を定期的、継続的に実施する。
また取締役会は、代表取締役（経営者）が構築する財務報告に係る内部統制に関して適切に監督を行う。
7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が、監査役の職務の補助部門として使用人を置くことを求めた場合、代表取締役の承認を得て、内部監査担当部門をこれにあてる。
8. 前号の使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 当該使用人の人事評価及び人事異動については、人事担当取締役が事前に監査役会の意見を聞いてこれを行う。
 - ② 監査役の職務を補助する使用人は、その職務にあたっては、監査役の指示に従うものとする。
9. 当社及びグループ各社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他当社監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人が行う監査役に対する報告は、法令の規定事項の他、次の事項とする。
 - ① 当社及びグループ各社の業務・財務に重要な影響、損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、当該事実に関する事項。
 - ② 当社及びグループ各社の役職員が法令または定款に違反する行為をし、または、これらの行為を行うおそれがあると考えられるときは、その旨。
 - ③ 当社並びにグループ全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定。
 - ④ 当社及びグループ各社の業績及び業績見込みの重要事項の開示内容。
 - ⑤ 内部監査担当部門の責任者は、内部監査の実施状況または業務遂行の状況及びグループの内部統制に関する活動状況。
 - ⑥ 監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合の、取締役及び使用人の速やかな当該事項についての報告。

- ⑦ コンプライアンス担当部門は、社内通報連絡窓口「コンプライアンスヘルプライン」の内部通報の状況等について定期的に報告。
 - (2) 当社の監査役に報告を行った当社及びグループ各社の取締役及び使用人が、報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いを受けないことを周知、徹底する。
10. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役がその職務について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。
 - ② 監査役職務の執行について生じる費用または債務を処理するため、毎年予算を設ける。
11. その他監査役監査の実効性が確保されることを確保するための体制
- ① 監査役監査に関して、監査役が、監査役会で策定する「監査役会規則」・「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により監査を行い得ること、監査役が、取締役会ほか重要な会議に出席できることなどについて諸規程に明記することによって、監査役監査の実効性を確保する。
 - ② 監査役（または監査役会）が代表取締役及び取締役・社外取締役並びに執行役員等、さらに内部監査担当部門それぞれとの間で、定期的に意見交換を行い相互認識の強化を図るとともに、内部監査担当部門が行うモニタリングにも同席できる体制を整備する。
 - ③ 監査役職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家と連携できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 当社及びグループ各社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 「井村屋グループCSR憲章」が2005年10月に制定され、2011年10月に改定を行っています。「I-RULE」は2008年4月に第1号が発行され、2010年4月に第3号まで改訂され小冊子として従業員に配布されています。社内教育の場である「アイアイ塾」においてコンプライアンス講座が開催されるとともに、全従業員を対象に「コンプライアンス理解度テスト」が定期的実施され、継続した啓蒙教育が実施されています。また、ステークホルダーに適切な情報を提供し、グループの活動状況や企業姿勢を理解いただくために「CSRレポート」を発行し、IR活動の現場などで活用しています。

② 内部統制担当部門として内部統制・BCP室が設置され、グループ全体の内部統制システムの構築を推進しています。各所属に内部統制担当者・責任者を任命し、自主・自律的に所属内のチェックを行うとともに、内部統制・BCP室と監査役が連携して全所属を対象に内部統制モニタリングが年1回以上実施され、モニタリングの結果については経営戦略会議や担当役員に報告されています。

③ 社内通報連絡窓口「コンプライアンスヘルプライン」、「コンプライアンスヘルプポスト」が設置され、相談窓口制度が構築、運用されています。

④ 反社会的勢力に対する対応は「井村屋グループCSR憲章」、「I-RULE」に明記されています。基本取引契約書には反社会的勢力・団体を排除する条項を設けるようにし、契約書の締結前に経営品質・法務・ISO部が内容を確認する体制をとっています。

また企業防衛対策協議会に入会し、総務・人事部を対応統括部門として、反社会的勢力による不正な圧力・要求に対して断固拒否する活動を各機関と連携し推進しています。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」、「情報セキュリティポリシー」が制定され、文書の保管・管理などに関する手順を定めています。電磁的記録については、「コンピューター活用ハンドブック」が従業員に配布され、教育・啓蒙が実施されており、取締役、監査役は常時重要書類が閲覧できる体制がとられています。また、社内の機密情報はインサイダー取引防止に関する規定に基づき管理されています。

3. 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制・BCP室を設置し、グループ全体のリスクマネジメントの体制整備とBCPの再構築を行っております。「BCP（事業継続計画）管理規程」、「BCP計画」、「リスクマネジメント規程」、「危機管理規程」、「緊急事態対応規程」を定め、災害時の安否確認システムの導入、防災訓練、リコールシミュレーションの実施など、必要な対応策、予防策が取られています。また、商品品質に関しては最重要なリスクと位置付け、「FSSC22000」を取得し、品質保証体制の強化に継続的に取り組んでいます。

4. 当社及びグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役（経営者）から示される方針に基づいて中期経営計画が策定され、各事業会社および各部門の年度計画に展開されています。計画の進捗は毎月利益計画実績書が作成され、グループ全体会議、事業会社社長報告会を通じてレビューが実施されています。
- ② 「取締役規程」、「取締役会規則」を定め、職務執行の効率性を確保しています。また、社外監査役2名が選任されるとともに、監査役からも必要に応じて意見表明がなされており、職務執行の効率性に関する監督機能が強化されています。
- ③ 執行役員制度を導入し、「執行役員規程」に基づき業務執行責任の明確化を行っています。取締役会の事前審議機関として経営戦略会議を開催し、意思決定の迅速化を図るとともに業務執行状況の監督を強化しています。

5. 当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びにグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 各事業会社に監査役を設置し、監査を行うとともに、各監査役による合同監査役会が年4回開催され、状況の報告と共有が図られています。また、グループ全体の監査結果は年2回、取締役会で報告されています。各所属単位での内部統制モニタリングが年1回、内部統制・BCP室と監査役が連携して実施され、結果は毎月経営戦略会議で報告されています。
- ② 取締役会規則に基づき、グループ各社に係る重要事項が取締役会で審議されています。取締役会の事前審議機関として毎月経営戦略会議を開催し、意思決定の迅速化を図るとともに業務遂行状況の監督を強化しています。
- ③ 毎月、事業会社社長報告会、グループ全体会議が開催されており、状況の報告、情報の共有が行われるとともに、代表取締役（経営者）からグループ経営に関する方針が説明され、グループ全体への周知が図られています。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制モニタリング規程、及び内部統制システムに係る監査の実施基準によりその基準と行動の指針を定め、内部統制監査が計画的に実施され、その結果については代表取締役に報告されています。「経理規程」、「勘定科目取扱規程」など財務報告作成に関する規程を設備し、規程に沿って運用されています。その有効性については、内部統制・BCP室と監査役が連携して、内部統制モニタリングと財務報告に係る内部統制評価を実施するとともに、会計監査人五十鈴監査法人から監査を受けています。財務報告は四半期決算ごとに取締役会で報告、検証がされ、適切に監督が行われています。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役職務を補助する使用人を定めてはませんが、監査役会、合同監査役会、代表取締役等との情報交換会、内部統制担当部門との情報交換会の議事録の作成に限り、内部監査担当部門である内部統制・BCP室が補助を行っており、議事録の客観性と適正化を図っています。

8. 前号の使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
内部統制・BCP室が監査役会などの議事録作成の補助を行う際は、監査役の指示に基づきその職務を行っています。
9. 当社及びグループ各社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他当社監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 監査役は取締役会、経営戦略会議、事業会社社長報告会に出席し、経営上の重要事項は監査役に報告されています。各会議での議事録や稟議書は監査役に回覧され、書面による報告がなされる体制が整備、運用されています。内部統制モニタリングには監査役も同席するとともに、結果は経営戦略会議を通じて報告されています。また、経営者と監査役との情報交換会が年2回実施され、円滑なコミュニケーションが図られています。
- (2) 全体最適を重視した報告・連絡・相談が事業運営の要となることを周知しており、監査役に報告を行った当社及びグループ各社の取締役及び使用人が、報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いを受けないことは周知、徹底されています。
10. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務に関して発生する費用は年間予算が設定されているとともに、費用の支払は速やかに行われています。
11. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 「監査役会規則」・「監査役監査基準」に明記され、実効性は確保されています。
- ② 監査役会議出席、重要書類の閲覧、代表取締役、取締役、執行役員等の情報交換会の開催、社外取締役、監査法人との情報交換会、内部統制部門のモニタリングへの同席等、監査の実効性を確保する体制が整備されています。
- ③ 監査役が必要と認めた場合に弁護士、税理士等の外部専門家と連携できる体制を整備しています。
- (3) 株式会社の支配に関する基本方針
当社では、当該基本方針については特に定めておりません。

-
- (注) 1. 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 本事業報告の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	14,907,065	【流動負債】	15,752,337
現金及び預金	3,380,643	支払手形及び買掛金	2,824,907
受取手形及び売掛金	7,216,313	電子記録債務	2,256,008
商品及び製品	2,630,815	短期借入金	5,350,000
仕掛品	299,528	1年内返済予定の長期借入金	325,139
原材料及び貯蔵品	526,378	リース債務	247,406
繰延税金資産	390,879	未払金	3,039,589
その他	463,924	未払法人税等	429,481
貸倒引当金	△1,417	賞与引当金	589,191
【固定資産】	18,440,220	役員賞与引当金	30,000
有形固定資産	15,580,791	その他	660,613
建物及び構築物	6,438,983	【固定負債】	2,421,256
機械装置及び運搬具	3,349,560	長期借入金	333,972
土地	4,283,842	リース債務	704,272
リース資産	839,435	繰延税金負債	106,424
建設仮勘定	510,105	執行役員退職慰労引当金	17,976
その他	158,863	退職給付に係る負債	110,180
無形固定資産	132,564	資産除去債務	94,455
リース資産	76,250	再評価に係る繰延税金負債	929,245
その他	56,313	その他	124,729
投資その他の資産	2,726,864	負債合計	18,173,594
投資有価証券	2,035,959	純資産の部	
長期貸付金	1,252	株 主 資 本	12,659,715
繰延税金資産	18,868	資本金	2,576,539
退職給付に係る資産	289,300	資本剰余金	3,808,553
その他	406,543	利益剰余金	6,276,659
貸倒引当金	△25,061	自己株式	△2,036
【繰延資産】	12,022	その他の包括利益累計額	2,494,663
開業費	12,022	その他有価証券評価差額金	310,630
資産合計	33,359,308	土地再評価差額金	1,969,729
		為替換算調整勘定	32,482
		退職給付に係る調整累計額	181,819
		非支配株主持分	31,336
		純資産合計	15,185,714
		負債・純資産合計	33,359,308

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		45,061,638
売 上 原 価		30,558,987
売 上 総 利 益		14,502,651
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,012,615
営 業 利 益		1,490,036
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	42,766	
受 取 家 賃	41,649	
そ の 他	60,448	144,864
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	42,085	
上 場 関 連 費 用	38,412	
為 替 差 損	51,001	
そ の 他	7,664	139,164
経 常 利 益		1,495,736
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	217,128	
事 業 譲 渡 益	23,425	
固 定 資 産 受 贈 益	40,682	
そ の 他	161	281,398
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	75,876	
合 併 関 連 費 用	1,110	76,987
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,700,148
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	603,828	
法 人 税 等 調 整 額	△17,820	586,008
当 期 純 利 益		1,114,139
非支配株主に帰属する当期純利益		1,933
親会社株主に帰属する当期純利益		1,112,205

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,253,900	2,240,523	5,427,045	△920,051	9,001,417
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△262,591		△262,591
親会社株主に帰属する当期純利益			1,112,205		1,112,205
新 株 の 発 行	322,639	322,639			645,279
自 己 株 式 の 取 得				△2,694	△2,694
自 己 株 式 の 処 分		1,245,389		920,709	2,166,098
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	322,639	1,568,029	849,613	918,015	3,658,297
当 期 末 残 高	2,576,539	3,808,553	6,276,659	△2,036	12,659,715

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計
当 期 首 残 高	235,049	1,969,729	△4,459	96,882	2,297,201
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					
親会社株主に帰属する当期純利益					
新 株 の 発 行					
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分					
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	75,581	—	36,942	84,937	197,461
連結会計年度中の変動額合計	75,581	—	36,942	84,937	197,461
当 期 末 残 高	310,630	1,969,729	32,482	181,819	2,494,663

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	26,111	11,324,731
連結会計年度中の変動額		
剰 余 金 の 配 当		△262,591
親会社株主に帰属する当期純利益		1,112,205
新 株 の 発 行		645,279
自 己 株 式 の 取 得		△2,694
自 己 株 式 の 処 分		2,166,098
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	5,224	202,685
連結会計年度中の変動額合計	5,224	3,860,983
当 期 末 残 高	31,336	15,185,714

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数 …………… 7社

連結子会社の名称：井村屋株式会社、井村屋フーズ株式会社、
イムラ株式会社、北京京日井村屋食品有限公司、
井村屋(北京)食品有限公司、IMURAYA USA, INC.、
井村屋(大連)食品有限公司

当社の連結子会社であった井村屋シーズニング株式会社は、平成29年4月1日付で、同じく当社の連結子会社である日本フード株式会社を存続会社とする吸収合併により解散いたしました。

また、平成29年4月1日付で日本フード株式会社は、井村屋フーズ株式会社
に商号変更しました。

②非連結子会社の名称：井村屋（北京）企業管理有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は設立されたばかりで実質的な営業を開始しておらず、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社：井村屋（北京）企業管理有限公司

(持分法を適用しない理由)

非連結子会社は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、北京京日井村屋食品有限公司、井村屋（北京）食品有限公司及び井村屋（大連）食品有限公司については決算日が連結決算日と異なるため、連結計算書類を作成するにあたっては、当該会社の直近の事業年度に係る計算書類（12月31日）を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品及び原材料……移動平均法

製品及び仕掛品……総平均法

貯蔵品……最終仕入原価法

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産……定率法によっております。

(リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び当社が本社隣接地で行っている賃貸住宅事業に係る資産については全部を、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、在外連結子会社は定額法によっております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 4年～10年

その他 2年～20年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

ロ. 無形固定資産……定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

- ハ. リース資産……所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金……従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ハ. 役員賞与引当金……役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ニ. 執行役員退職慰労引当金……執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- イ. 重要な外貨建の……在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、当該会社資産又は負債の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差本邦通貨への換算額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
- ロ. ヘッジ会計の処理
- a. ヘッジ会計の方法……外貨建金銭債務について、為替予約を行い振当処理を行っております。
- b. ヘッジ手段とヘッジ対象
- ヘッジ手段……為替予約取引
- ヘッジ対象……外貨建金銭債務
- c. ヘッジ方針……製品の輸入に関わる為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、輸入取引の範囲内で為替変動リスクをヘッジしております。

- d. ヘッジの有効性の評価……為替予約締結時に、リスク管理方針に従って、同一金額で同一通貨の為替予約をそれぞれ振当てているため、ヘッジの効果は確保されているものとみています。そのため有効性の判定は省略しております。
- ハ. 退職給付に係る会計処理の方法
- a. 退職給付見込額……退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連の期間帰属方法 結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - b. 数理計算上の差異……数理計算上の差異につきましては、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により発生 of 翌連結会計年度から費用処理しております。
- ニ. 消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	3,770,430千円
機械装置及び運搬具	2,084,303千円
土地	2,945,349千円
投資有価証券	140,669千円
計	<u>8,940,753千円</u>

② 担保に係る債務

短期借入金	988,306千円
長期借入金	561,694千円
(うち1年以内返済予定分)	258,342千円)
計	<u>1,550,000千円</u>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

20,415,699千円

(3) 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布 法律第24号、平成13年3月31日公布 法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算等）合理的な調整を行って算出。

② 再評価を行った年月日

平成14年3月31日

③ 再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,449,818千円

(4) 当社は運転資金の効率的な調達を行うために、取引銀行4行との間で貸出コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントラインの総額	3,000,000千円
借入実行残高	3,000,000千円
差引額	一千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	12,822,200株	264,000株	一株	13,086,200株

変動事由の概要

増 加	……平成29年12月6日公募による 新株式発行(有償一般募集)	114,000株
	……平成29年12月26日オーバーアロットメントによる 当社株式の売出しに関する有償第三者割当による 新株式発行	150,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	886,212株	900株	886,097株	1,015株

変動事由の概要

増 加	……単元未満株式の買取請求により取得した株式	900株
減 少	……平成29年12月6日公募による 自己株式の処分(有償一般募集)	886,000株
	……単元未満株式の買増請求により売却した株式	97株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	262,591	22.00	平成29年3月31日	平成29年6月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成30年6月22日開催の第81回定時株主総会において、普通株式の配当に関し次のとおり付議いたします。

イ. 配当金の総額	314,044千円
ロ. 1株当たり配当額	24.00円
ハ. 基 準 日	平成30年3月31日
ニ. 効力発生日	平成30年6月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って取引先毎の期日管理及び残高管理を行うことでリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は連結決算日後最長6年後であります。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差 額
(1) 現金及び預金	3,380,643	3,380,643	—
(2) 受取手形及び売掛金	7,216,313	7,216,313	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	1,926,338	1,926,338	—
(4) 支払手形及び買掛金	(2,824,907)	(2,824,907)	—
(5) 電子記録債務	(2,256,008)	(2,256,008)	—
(6) 未 払 金	(3,039,589)	(3,039,589)	—
(7) 短期借入金	(5,350,000)	(5,350,000)	—
(8) 長期借入金	(659,111)	(658,544)	△566
(9) リース債務	(951,679)	(952,018)	339

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務、(6) 未払金、並びに(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、一部の外貨建買掛金は、為替予約の振当処理の対象とされており、ヘッジ対象とされる買掛金と一体として処理しているため、その時価は買掛金の時価に含めて記載しております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) リース債務

これらの時価については、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	109,620

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、三重県、愛知県において、賃貸商業施設（土地を含む）及び賃貸住宅を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時 価
2,025,786	1,300,527

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 時価については、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,158円13銭

(2) 1株当たり当期純利益 90円50銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	6,791,067	【流動負債】	7,762,028
現金及び預金	3,044,660	短期借入金	5,350,000
貯蔵品	2,827	関係会社短期借入金	1,584,551
前払費用	5,537	1年内返済予定の長期借入金	325,139
繰延税金資産	40,291	リース債務	44,797
関係会社貸付金	2,874,009	未払金	180,990
その他	824,093	未払費用	46,325
貸倒引当金	△352	未払法人税等	25,434
【固定資産】	16,095,757	預り金	8,910
有形固定資産	8,609,652	賞与引当金	59,598
建物	3,835,314	役員賞与引当金	30,000
構築物	135,394	その他の	106,281
機械及び装置	10,244	【固定負債】	1,654,555
工具、器具及び備品	36,483	長期借入金	333,972
土地	4,283,842	リース債務	72,452
リース資産	34,433	退職給付引当金	130,932
建設仮勘定	273,939	執行役員退職慰労引当金	10,080
無形固定資産	117,491	資産除去債務	87,755
リース資産	73,250	再評価に係る繰延税金負債	929,245
その他	44,240	その他の	90,118
投資その他の資産	7,368,613	負債合計	9,416,583
投資有価証券	2,035,959	純資産の部	
関係会社株式	2,900,244	株主資本	11,189,880
出資金	3,950	資本金	2,576,539
関係会社出資金	333,985	資本剰余金	3,889,458
関係会社長期貸付金	790,064	資本準備金	2,633,356
長期前払費用	10,401	その他資本剰余金	1,256,101
繰延税金資産	393,085	利益剰余金	4,725,919
関係会社長期未収入金	983,686	利益準備金	473,000
その他	52,024	その他利益剰余金	4,252,919
貸倒引当金	△24,435	配当準備金	190,000
投資等損失引当金	△110,352	別途積立金	1,030,000
資産合計	22,886,824	繰越利益剰余金	3,032,919
		自己株式	△2,036
		評価・換算差額等	2,280,360
		その他有価証券評価差額金	310,630
		土地再評価差額金	1,969,729
		純資産合計	13,470,241
		負債・純資産合計	22,886,824

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
経 営 管 理 料	1,685,754	
不 動 産 賃 貸 料	517,099	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	929,802	3,132,656
営 業 費 用		
不 動 産 賃 貸 原 価	322,547	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,062,134	2,384,682
営 業 利 益		747,974
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	25,468	
受 取 配 当 金	42,766	
受 取 賃 貸 料	4,631	
そ の 他	8,160	81,027
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	37,594	
上 場 関 連 費 用	38,412	
為 替 差 損	47,859	
そ の 他	2,000	125,866
経 常 利 益		703,134
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	39	39
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,303	
投 資 等 損 失 引 当 金 繰 入 額	319,056	324,360
税 引 前 当 期 純 利 益		378,814
法人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,880	
法 人 税 等 調 整 額	△27,302	△23,421
当 期 純 利 益		402,236

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	2,253,900	2,310,716	10,712	2,321,428
当事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
新 株 の 発 行	322,639	322,639		322,639
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			1,245,389	1,245,389
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
当事業年度中の変動額合計	322,639	322,639	1,245,389	1,568,029
当 期 末 残 高	2,576,539	2,633,356	1,256,101	3,889,458

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
配当準備金		別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	473,000	190,000	1,030,000	2,893,274	4,586,274
当事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当				△262,591	△262,591
当 期 純 利 益				402,236	402,236
新 株 の 発 行					
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	139,644	139,644
当 期 末 残 高	473,000	190,000	1,030,000	3,032,919	4,725,919

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地再評価差額金
当 期 首 残 高	△920,051	8,241,552	235,049	1,969,729
当事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当		△262,591		
当 期 純 利 益		402,236		
新 株 の 発 行		645,279		
自己株式の取得	△2,694	△2,694		
自己株式の処分	920,709	2,166,098		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			75,581	—
当事業年度中の変動額合計	918,015	2,948,328	75,581	—
当 期 末 残 高	△2,036	11,189,880	310,630	1,969,729

	評価・換算差額等	純資産合計
	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	2,204,779	10,446,331
当事業年度中の変動額		
剰 余 金 の 配 当		△262,591
当 期 純 利 益		402,236
新 株 の 発 行		645,279
自己株式の取得		△2,694
自己株式の処分		2,166,098
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	75,581	75,581
当事業年度中の変動額合計	75,581	3,023,909
当 期 末 残 高	2,280,360	13,470,241

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産……………定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降（リース資産を除く）に取得した建物（建物附属設備を除く）及び当社が本社隣接地で行っている賃貸住宅事業に係る資産については全部を、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物 3年～50年

機 械 及 び 装 置 4年～10年

工 具、器 具 及 び 備 品 2年～20年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

ロ. 無形固定資産……………定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 投資等損失引当金……関係会社に対する投資等に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められた額を計上しております。
- ハ. 賞与引当金……従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ニ. 役員賞与引当金……役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ホ. 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異につきましては、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により、発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

- ヘ. 執行役員退職慰労引当金……執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

前事業年度において「流動資産」の「その他」に含めておりました「関係会社貸付金」(前事業年度263,000千円)については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	2,013,801千円
構築物	37,136千円
機械及び装置	697千円
土地	2,945,349千円
投資有価証券	140,669千円
計	<u>5,137,655千円</u>

② 担保に係る債務

短期借入金	988,306千円
長期借入金	561,694千円
(うち1年以内返済予定分)	258,342千円)
計	<u>1,550,000千円</u>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

4,659,503千円

(3) 保証債務

平成22年10月1日付の会社分割により、井村屋株式会社及び井村屋フーズ株式会社承継した債務につき、重畳的債務引受を行っております。

井村屋(株)	3,700千円
井村屋フーズ(株)	300千円
計	<u>4,000千円</u>

連結会社の電子記録債務に係る金融機関に対する債務保証を行っております。

井村屋(株)	1,901,422千円
井村屋フーズ(株)	354,586千円
計	<u>2,256,008千円</u>

連結会社のリース債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

井村屋(北京)食品有限公司	2,704千円
(159千人民元)	
北京京日井村屋食品有限公司	1,987千円
(117千人民元)	
井村屋(大連)食品有限公司	22,769千円
(1,344千人民元)	
計	27,460千円

(4) 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権 608,296千円

(5) 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務 24,515千円

(6) 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布 法律第24号、平成13年3月31日公布 法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算等）合理的な調整を行って算出。

② 再評価を行った年月日

平成14年3月31日

③ 再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,449,818千円

(7) 当社は運転資金の効率的な調達を行うために、取引銀行4行との間で貸出コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントラインの総額	3,000,000千円
借入実行残高	3,000,000千円
差引額	一千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	3,003,607千円
営業取引以外の取引による取引高	39,133千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	1,015株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 流動の部

繰延税金資産	
未払事業税等	6,507千円
賞与引当金等	17,992千円
繰越欠損金	30,190千円
その他	3,833千円
繰延税金資産合計	58,523千円
繰延税金負債	
為替差益	△18,231千円
繰延税金負債合計	△18,231千円
繰延税金資産の純額	40,291千円

② 固定の部

繰延税金資産	
退職給付引当金	39,528千円
役員退職慰労金	24,187千円
執行役員退職慰労引当金	3,043千円
ゴルフ会員権評価損	14,546千円
関係会社株式評価損	159,586千円
関係会社出資金評価損	36,228千円
投資等損失引当金	162,641千円
投資有価証券評価損	24,955千円
関係会社株式（新設分割）	368,036千円
繰越欠損金	109,809千円
その他	4,654千円
小計	947,217千円
評価性引当額	△426,947千円
繰延税金資産合計	520,270千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△127,023千円
その他	△161千円
繰延税金負債合計	△127,184千円
繰延税金資産の純額	393,085千円
繰延税金資産合計（①＋②）	433,376千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注) 1	科 目	期末残高 (注) 1
子会社	井村屋(株)	直接 100%	経営の管理等	経営管理料の受取 (注) 2	1,589,320	関係会社 未収入金	105,793
				資金の貸付 (注) 3	1,823,309	関係会社 短期貸付金	2,811,009
						関係会社 長期貸付金	—
	債務保証 (注) 5	1,901,422	—	—			
	井村屋フーズ(株)	直接 100%	経営の管理等	資金の借入 (注) 4	1,746,946	関係会社 短期借入金	1,566,716
				債務保証 (注) 5	354,586	—	—
				土地の購入 (注) 6	277,211	—	—
				建物の購入 (注) 6	316,114	—	—
	IMURAYA USA, INC.	直接 100%	経営の管理等	資金の貸付 (注) 7	168,174	関係会社 長期貸付金	680,064
				受取利息 (注) 7	10,571	関係会社 長期未収入金	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記の金額のうち、関係会社未収入金は消費税等を含んでおりますが、取引金額及びその他の科目については消費税等を含んでおりません。
2. 経営指導に関する手数料であり、合理的に算出して決定しております。
3. 資金の貸付については、取引金額は期中の平均残高により記載しており、また、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

4. 資金の借入については、取引金額は期中の平均残高により記載しており、また、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
5. 連結子会社の電子記録債務に係る金融機関に対する債務保証を行っております。
6. 土地及び建物の購入価格については、不動産鑑定士の鑑定価格を参考にして交渉により決定しております。
7. 資金の貸付及び受取利息については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
8. 上記以外に関係会社への投資等に伴う損失に備えるため、110,352千円の投資等損失引当金を計上しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,029円43銭
(2) 1株当たり当期純利益	32円73銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

井村屋グループ株式会社
取締役会 御中

五十鈴監査法人

指 定 社 員 公認会計士 安 井 広 伸 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 中 出 進 也 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、井村屋グループ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、井村屋グループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

井村屋グループ株式会社
取締役会 御中

五十鈴監査法人

指 定 社 員 公認会計士 安 井 広 伸 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 中 出 進 也 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、井村屋グループ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、グループ会社については、グループ会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じてグループ会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びそのグループ会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び執行役員その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月9日

井村屋グループ株式会社 監査役会

常勤監査役 脇田元夫 ㊟

常勤監査役 寺家正昭 ㊟

社外監査役 若林正清 ㊟

社外監査役 橋本陽子 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分につきましては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実に配慮しつつ、株主の皆様への適切な利益還元を重要課題の一つと認識して、安定的な配当の継続を基本としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針及び今後の利益計画の達成見通しなどを勘案し、普通配当におきましては、1株当たり22円とさせていただきたいと存じます。

また、当社は、平成29年12月7日に東京証券取引所及び名古屋証券取引所市場第二部から同市場第一部銘柄に指定されました。つきましては、これまでご支援いただきました株主の皆様へ感謝の意を表するため、記念配当1円、特別配当1円を加え、合計24円とさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金24円（普通配当22円及び記念配当1円、特別配当1円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は314,044,440円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月25日となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業展開の促進及び経営体制の一層の強化を図るために、取締役の員数の規定を9名以内から13名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 (員数) 第21条 当会社の取締役は9名以内とする。	第4章 取締役および取締役会 (員数) 第21条 当会社の取締役は13名以内とする。

第3号議案 取締役2名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため取締役を増員することとし、新たに2名の選任をお願いするものであります。

新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の満了する時までとなります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、その選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	※ 岩本康 (昭和38年 11月25日生)	昭和61年4月 当社に入社 平成25年4月 当社経営戦略部グループ事業戦略チーム長 平成26年4月 当社経営戦略部長 平成28年4月 当社執行役員経営戦略部長 平成30年4月 当社上席執行役員経営・海外事業戦略部長(現任)	1,600株
2	※ 富永治郎 (昭和43年 11月23日生)	平成3年4月 当社に入社 平成24年4月 当社財務部長 平成28年4月 当社執行役員財務部長 平成30年1月 井村屋(北京)企業管理有限公司董事長(現任) 平成30年4月 当社上席執行役員財務部長(現任) (重要な兼職の状況) 井村屋(北京)企業管理有限公司董事長	3,100株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 井村屋(北京)企業管理有限公司は、当社の子会社であります。
3. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 取締役候補者とした理由について

- ①岩本康氏は、入社後東京にて営業部門を主として担当し、広くマーケティング能力を磨き、その後本社転勤にて、経営戦略などの経営全般にわたる幅広い業務に携わり、経営陣のサポートを担ってきました。特に当社のSNSを活用した広報戦略やCSR活動を通じて、持続的な企業価値の向上に貢献してまいりました。以上のことから、同氏は当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。
- ②富永治郎氏は、長きにわたり財務に携わり、豊富な知見と実績を有しています。一時、生産部門の管理業務において、生産管理システムの構築にも尽力し、多様な改革を行いました。これまで当社の海外事業における金融戦略の研究、東京証券取引所市場第一部銘柄指定に向けた活動、エクイティ・ファイナンスの実施を牽引するなど、変化する財務環境に対して、当社の財務基盤を構築してまいりました。以上のことから、同氏は当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者となりました。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役若林正清氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
わか ぼやし まさ きよ 若 林 正 清 (昭和32年 10月21日生)	昭和58年12月 社会保険労務士登録 平成4年4月 中小企業診断士登録 平成6年1月 有限会社近代総合労研創設、代表取締役(現任) 平成16年1月 社会保険労務士法人若林労務経営事務所代表(現任) 平成19年4月 特定社会保険労務士登録 平成24年3月 三重県社会保険労務士会会長就任(現任) 平成27年6月 全国社会保険労務士会連合会副会長(現任) 平成27年12月 特定行政書士登録 平成28年6月 当社監査役就任(現任)	0株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者若林正清氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。なお、同氏を独立役員とする独立役員届出書を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に提出しております。
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者とした理由について
若林正清氏は、全国社会保険労務士会連合会副会長など全国的に活躍をされております。これまで社会保険労務士として培われた知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていたため、社外監査役として引き続き選任をお願いするものであります。
- (2) 社外監査役が当社の社外監査役に就任してからの年数
若林正清氏は平成28年6月に当社の社外監査役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
- (3) 社外監査役との責任限定契約について
若林正清氏が監査役に選任された場合、当社は定款の規定に基づき、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任に関し、社外監査役がその職務を行うにつき、善意でありかつ重大な過失がなかった場合に限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、同氏が監査役に再任された場合には当該契約を継続する予定であります。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成23年6月23日開催の第74回定時株主総会において、取締役の報酬額を固定報酬額「年額2億円以内」、変動報酬額「親会社株主に帰属する当期純利益の10%以内（上限を5,000万円とし、下限を0円とする）」としてご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化、グループ経営の規模拡大に伴う取締役の責務の増大、及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと取締役が1名増の10名となることなど諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を改定させていただきたいと存じます。

1. 固定報酬額

「年額3億円以内」といたしたいと存じます。

2. 変動報酬額

上記固定報酬額とは別枠で、親会社株主に帰属する当期純利益を基準として算定しております。

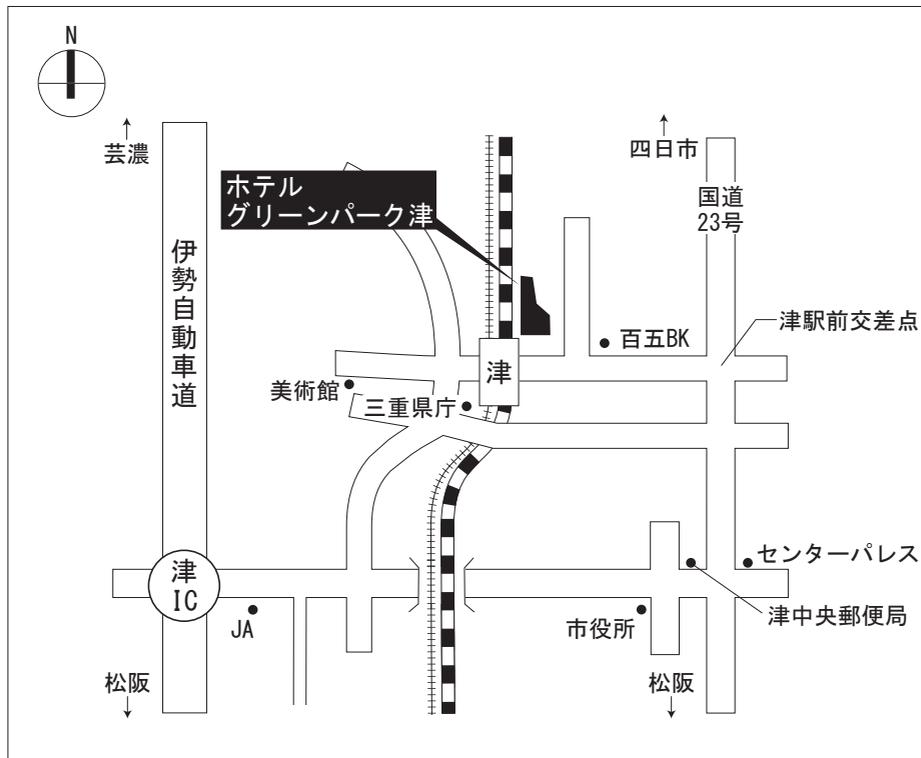
「親会社株主に帰属する当期純利益の10%以内（上限を7,000万円とし、下限を0円とする）」とし、支給の時期を翌事業年度といたしたいと存じます。

なお、取締役に対するいずれの報酬額につきましても、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役の員数は10名となります。

以 上

株主総会会場ご案内図



○会場 ホテルグリーンパーク津 6階 伊勢・安濃の間

会場が前回と異なっておりますので、上記の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご来場ください。

○所在地 三重県津市羽所町700番地

○電話番号 059-213-2111

○交通機関

J R・近鉄・伊勢鉄道「津」駅東口隣接

(名古屋より近鉄特急で約50分、大阪より近鉄特急で約85分)

※駐車場のご用意はいたしておりません。公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。